

# J A F 九州地域クラブ協議会共済規定

J M R C 九州地域クラブ協議会（以下「J M R C 九州」という。）は、加盟する登録クラブ・団体の所属員相互の福利向上のために本共済制度を設け、本規定をもって運営する。

## 第1条【目的、適応範囲】

1. J M R C 九州が承認した J A F 公認競技会及び J M R C 九州公認競技会における共済加入者的人身事故及び突然死（競技中に発生した、心臓・脳血管障害等の疾病により、発病から 72 時間以内に死亡した場合をいう。）に関する救済。
2. J M R C 九州が承認した J A F 公認競技会及び J M R C 九州の行事に関ったことによる共済加入者の社会的権利と地位に関する救済。
3. 公認競技会とは公式プログラムに記載された全てのスケジュールと定義する。
4. 共済加入者が参加者、選手、オフィシャル、サービス員として J A F 公認競技会に関った場合とする。
5. 4において、カートは J A F 公認コースにて開催された J A F 公認競技会に関った場合とする。
6. J M R C 九州の各シリーズへの参加資格及びそのポイントを与える。

## 第2条【加入対象者】

### 1. 会員：

- ① J M R C 九州に加盟するクラブ・団体のすべての所属員を対象とする。
  - ② 当該年度における会費未払い者は除く。
  - ③ 本条で対象とするものは、上記の条件に適合する他地域に所在する者（所属クラブが九州管内で住居がそれ以外の者）を含むものとする。
2. 臨時会員：競技会参加者で当日の入会申込者。
3. 第8条5-2および同条5-3に規定する J M R C 九州会員の競技会主催者（主催クラブ）。
4. J M R C 九州各シリーズ参加者は、加入を義務付ける。
5. J M R C 九州共済会員は所属するクラブ・団体ごとに、4名以上で J M R C 九州スポーツ安全保険に加入することができる（臨時会員を除く）。補償等詳細は財団法人スポーツ安全協会の規定に準ずる。

## 第3条【適用資格の有効期限】

1. 会員の有効期限は、加入日より当該年の翌年3月31日までとする。
2. 臨時会員の有効期限は、当該競技修了までとする。但し J M R C 九州に加盟するクラブ・団体に所属する者は、加入申請書（預り証）を J M R C 九州事務局へ送付する事により、九州共済会の当該年の翌年3月31日まで有効となる。

## 第4条【会費】

1. 1名 1,000円（会員：当該年度分、臨時会員：当該競技会分）とする。
2. 会費の変更は運営委員会の承認を必要とする。
3. 当該年度において重複加入が発生した場合は返金しない。

## 第5条【会費の納入】

1. 会員は、クラブ単位で所定の申込み用紙にて J M R C 九州事務局に納入する。
2. 臨時会員は、所定の申込み用紙にて当該競技会主催者に納入する。

## 第6条【会員証】

1. 会員には毎年、会員証として共済カードを発行する。
2. 臨時会員には所定の申込み用紙の半券が加入証となる。但し、第3条の2を満たし加入証（半券）を提出することによって共済カードを発行する。
3. 共済カードの裏面に必ず署名を行うこと。署名なき場合は全ての特典が無効となる。

## 第7条【会費の運用】

1. 会費は、共済会運営費ならびに共済給付準備金に分配する。尚、分配割合については毎年、運営委員会にて決定する。

## 第8条【給付金】

### 第1条に該当する案件に本規定を適応する。

1. 人身事故
  - ・死亡の場合、400万円（臨時会員は200万円）を給付できるものとする。
2. 突然死
  - ・運営委員会で協議し、400万円（臨時会員は200万円）を限度に給付できるものとする。
3. 社会的権利と地位保全
  - ・運営委員会で協議し、400万円を限度に給付できるものとする（臨時会員を除く）。
4. 納付金の対象
  - ①第8条の1 法定相続人
  - ②第8条の2 法定相続人

### ③第8条の3 本人

### ④第8条の5 事故被害者本人、または法定相続人

#### 5-1. ラリー競技会参加に関する特約

①本特約は、九州にて開催されるJ M R C九州が承認したJ A F公認ラリー競技会で特別規則書に特段の定めが無い場合に限り適用する。特約適用対象は、ドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）と共にJ M R C九州共済会会員とする。

②本特約の申込みに際し、J M R C九州共済会未加入の者もしくは他地区の選手の場合は、J M R C九州に加盟する登録クラブ・団体に加入し1,000円を支払いJ M R C九州共済会に加入しなければならない。

③競技会参加申込（参加受付期間）の時点において、所定の様式にて1台につき5,000円を主催者に支払うこと。なお、特約は1戦毎の掛け捨てとする。

④当該ラリー競技中に発生した、会員本人が加害者となる対人事故及び対物事故に対して、見舞金を給付できるものとする。

④-1. 対人事故：1事故/1名につき200万円（死亡事故のみ400万円）を限度として、他の保険金支払いに際わらず対人事故被害者に見舞金を給付できるものとする。但し、原則として同一会員に対し、第8条1と本特約による重複給付は行わないものとする。

④-2. 対物事故：1事故30万円（同一年度内において初回免責5万円、2回目8万円、3回目以降10万円）を限度として、対物事故被害者に見舞金を給付できるものとする。但し原則として同一事故に対し、他の保険金と本特約による重複給付は行わないものとする。

⑤見舞金の算定は状況等を勘案して算定される。

⑥給付申請者は、競技会終了時にオーガナイザーへ届け出ること。オーガナイザーは事故報告を遅滞なく審査委員会及びJ M R C九州事務局に書面またはEメールにて通知すること。

必要に応じて審査委員会は現地確認（症状確認）を行うものとする。

⑦前項⑥に際しては、J M R C九州共済委員会が要求する資料を提出すること。なお、詳細な調査等が必要となった場合の諸経費は給付申請者に対し別途請求する場合がある。

⑧給付に関しては、事故調査委員会を組織して給付額を算定し、運営委員会承認の後に給付される。

#### 5-2. スピード競技会主催者に対する特約

①本特約は、九州内において開催するJ M R C九州が承認したJ A F公認スピード競技会の主催者が加入することにより次項に定める範囲の補償を行う。

②競技会開催期間中、観衆に対し、競技の事故による観衆の死亡あるいは傷害について、一人当たり最高300万円を補償する。

③競技会開催期間中にコース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し一人当たり最高100万円の傷害を補償する。

④本特約は、主催クラブが1競技会当たり特約加入金5,000円をJ M R C九州共済に支払い、その確認がなされて有効となる。

#### 5-3. ラリー競技会主催者に対する特約

①本特約の契約者は、九州内において開催する全日本ラリー選手権を除くJ M R C九州が承認したJ A F公認ラリー競技会の主催者が加入することにより次項に定める範囲の補償を行う。

②競技会開催期間中にコース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し一人当たり最高500万円の傷害を補償する。

③本特約は、主催クラブが1競技会当たり特約加入金5,000円をJ M R C九州共済に支払い、その確認がなされて有効となる。

附則：5-2②③、5-3②に記載する金額はJ A Fの定める規定の変更・改定に伴い、J M R C九州運営委員会にて確認され、準じるものとする。

## 第9条【共済金給付申請】

### 1. 事故報告

①給付を受けようとするものは、60日以内に所定の書類にて事故報告をしなければならない。

②原則として本人が報告しなければならないが、本人が不可能な場合は所属クラブ、団体の代表者でも可とする。

### 2. 申請

①事故報告の後、傷病完治（症状固定）後90日以内に給付の申請を行わなければならない。

②原則として本人が申請しなければならないが、不可能な場合は代表法定相続人とする。

### 3. 必要書類

①共済給付金申請書

②J A F公認競技会認可証

③診断書（医師発行のもの）

④共済カードの写し

⑤その他、審査に関して必要と思われるものに対して運営委員会は提出を求めることができる。

## 第10条【運営上の細則】

1. 本運営については、会費及びその利息で運営するものとするが、不足が生じた場合は、運営委員会にて決定する。

2. 本会を代表して他の団体の主催する会議、行事などに参加する場合、その必要経費は本会の負担とする。

3. 他地域より競技会に参加した者で本共済に加入を希望した場合は、これを受ける。但し、第8条の適用は行わない（第8条 5-1を除く）。

4. 第8条5-1の運用細則についてはJMR C九州運営委員会にて毎年定めるものとする。
5. 本会の運営について、疑義が生じた場合には運営委員会へ上申し解決を図るものとする。

#### 第11条【規定の解釈】

1. 公示方法はJMR C九州の各支部会を通じて公示する。

#### 第12条【解散に関する規定】

本会の解散が決定した場合、会計その他残余一切の件はJMR C九州運営委員会に置かれた審査専門委員会にて審議する。審査専門委員会にて策定された事項に対しJMR C九州運営委員会の承認をもって完結とする。

#### 規定の制定

1987年10月20日	制定
1988年 1月 1日	施行
1996年12月17日	改定
1997年 1月 1日	施行
1999年12月14日	改定
2000年 1月 1日	施行
2002年12月11日	改定 (同日施行)
2004年12月16日	改定
2005年 1月 1日	施行
2005年12月13日	改定
2006年 1月 1日	施行
2007年12月12日	改定
2008年 1月 1日	施行
2008年12月17日	改定
2009年 1月 1日	施行
2009年12月13日	改定
2010年 1月 1日	施行
2010年 5月19日	改定
2010年 6月 1日	施行
2012年 6月 1日	改定 (同日施行)
2013年 7月10日	改定 (同日施行)
2013年12月25日	改定 (同日施行)
2015年12月15日	改定
2016年 1月 1日	施行
2017年11月21日	改定
2018年 1月 1日	施行
2018年12月13日	改定
2019年 1月 1日	施行
2019年 5月16日	改定 (同日施行)
2021年12月14日	改定 (同日施行)
2024年12月17日	改定 (同日施行)
2025年12月17日	改定 (同日施行)